2011.2

PL Report ＜2010 No.9＞

国内の PL 関連情報

「集合訴訟制度」新設を検討

（2010 年 11 月 1 日　日本経済新聞　他）

消費者庁は 2010 年 9 月、集団的消費者被害救済制度研究会において検討された集合訴訟制度に関する報告書を公表した。

集合訴訟制度は、訴訟に関する費用の負担等の理由から消費者個人では訴訟提起が困難である現状から被害救済を図るために検討されている制度で、同種の請求を集合して訴訟を起こすことで消費者負担を軽減し、被害救済を図るものである。

集合訴訟制度制定の動きは潜在的な損害賠償請求を掘り起こすことになり、企業にとっては弁護費用の増加など、高まる法的責任リスクへの対応をせまられることになるとの意見もある。

ここがポイント

消費者関連事件で利用される制度として、適格消費者団体が不当な消費者契約の申し込み又は承諾の意思表示の差し止めができる「消費者団体訴訟」や、複数の原告又は被告を一つの訴訟手続で行える「通常共同訴訟」、代表者を選んで提訴する「選定当事者制度」などがあります。しかしながら、差し止めだけで補償までの救済ができなかったり、費用面や立証面で原告の負担が一定生じたり、被害者のとりまとめが困難であることから利用件数が少ないなどの課題が残っています。

報告書では新設されるべき集合訴訟制度につき、被害者代表 1 名が被告企業の責任を認める判決を得た段階で他の被害者達が賠償金の請求のみで訴訟参加する二段階型や、訴訟への参加の除外申出をしない限り原告として判決に拘束されるオプトアウト型、逆に申し出をした場合のみ原告となるオプトイン型を組み合わせた 4 つのモデル案が提示されています。これらへの意見募集がされ、更に検討作業が続けられています。

米国の集団代表訴訟（いわゆるクラスアクション）はオプトアウト型の制度であり、少数の原告代表が想定される多数の原告のために巨額の賠償金を得ることから、企業は強い危機感をもっています。

「消費者庁及び消費者委員会設置法」附則第 6 項では、法施行後 3 年（2012 年）を目途として多数の被害者救済の制度につき必要な措置を講じることが定められています。被害者救済制度の一つとして集合訴訟制度も検討されていることから、制定の行方については今後も注視する必要があります。

経済産業省が製品安全対策優良企業を表彰

（2010 年 11 月 8 日　経済産業省　他）

経済産業省は「第 4 回製品安全対策優良企業表彰」の受賞企業を発表した。平成 19 年度より始まった本表彰制度では、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を公募し、学識経験者や消費者団体などで構成される審査委員会が審査している。企業全体の製品安全活動についての取り組みを評価対象としており、本年度の表彰企業は次の通りである。

大企業製造・輸入事業者部門	ＹＫＫ ＡＰ㈱、㈱ＩＮＡＸ、
大企業小売販売事業者部門	上新電機㈱、㈱ニッセン、㈱ベネッセコーポレーション
中小企業製造・輸入事業者部門	㈱相田合同工場、エビス㈱
中小企業小売販売事業者部門	奈良日化サービス㈱、(有)池田電気、(有)ナルデン
団体部門	あんしん高度化ガス機器普及開発研究会

ここがポイント

大企業製造事業者・輸入事業者部門の経済産業大臣賞を受賞したＹＫＫ ＡＰ（株）は、(1)子供から高齢者までの幅広いユーザーの使用方法をモニタリングし、誤使用や誤操作を含むユーザーの生活行動を踏まえた製品開発、(2)専用の検証装置を用いた実環境の再現試験より、製品の耐久性を予測した製品開発やリスク検証、(3)実際の建築現場の環境を想定した施設での研修による施工業者の意識啓発、への取り組みが評価されての受賞となりました。

製品により想定される環境下で利用者がさまざまに使用することをシュミレートし、リスクを見つけ出し対策をとることは、これまで以上に安全対策の重要な事項となっています。事業者は利用者の実際の使用状況を反映した製品設計・開発テストを行い、市場に出された後には適切な製品情報の提供を行うことが求められます。また、使用環境に注目した製品安全対策を設計開発部門だけでなく、販売やメンテナンス部門も含めた社内の全部門に徹底することが消費者への安全な製品の提供に寄与することになります。

小径タイヤの折りたたみ自転車の安全性に関する指摘

（2010 年 11 月 18 日　国民生活センター　他）

今年 5 月、50 歳代の男性が小径タイヤの折りたたみ自転車で走行中、歩道と車道の段差を乗り越えたところで転倒し顔面に傷害を負った。この報告を受け国民生活センターは同種の自転車を調査した結果、フレーム強度や段差乗り越えの走行能力などに問題があるとの情報提供と共に使用者へのアドバイスと事業者への要望を行なった。

使用者へのアドバイス：

１）小径タイヤ（6~8 インチ）の折りたたみ自転車は、フレームの強度や段差を上るときの走行能力が劣るため、段差のある道路を走行するには適さない。

２）購入の際には直ちに品質を確認し、問題がある場合には販売元に連絡すること。また、道路以外を走る場合にも凸凹での走行を避け、異常を感じたら走行を中止する。

事業者への要望：

１）道路を走行することを前提として販売するのであれば、ある程度の段差を走行することを想定して造られるべきで、タイヤの径を大きくする等の改善を行う。

２）玩具として販売されている銘柄であっても、人が乗って使用する商品の性格上、ある程度の段差の走行に必要な強度を有し安全に走行できるよう改善する。

ここがポイント

問題となっている小径車輪の折りたたみ式自転車は、フレームを伸縮させたり折り曲げたりする可動部分が複数あり、車輪直径も 6~8 インチ（約 15～20ｃｍ）程度と小さいものです。国民生活センターの調査では、事故同型車及び同種のテスト品の取扱説明書に、段差、窪、溝等での走行禁止や注意が記載されていますが、段差の程度の記述はなく、段差走行の場合に破損する可能性があるとの記述がしてあるのは 1 銘柄のみでした。

自転車という商品の性格上、利用者が一般生活用道路に見られる程度の段差や凸凹のある路面を走行することは「通常予見される使用形態」であり、通常の使用形態における危険の

回避能力を製品自体に盛り込むことが必要です。その上で、必要に応じて取扱説明書を通じて安全な使用のための情報を伝えるべきです。

製造業者による設計・開発はもとより、輸入業者においても予見される使用状況を考慮して輸入・販売する商品の品質を見極めることが大切です。

海外の PL 関連情報

米国タバコの警告表示を強化

米国食品医薬品局（FDA）は、11 月 10 日にタバコのパッケージや広告に従来よりも厳しい表現を義務付ける法案を公表した。

米国では年間 44 万人以上が喫煙により死亡しており、成人の喫煙率は 20%を超えていることより、タバコの喫煙による被害を低減させるために提案された法案である。法案では、タバコによる健康被害を警告するために、大きな文字で目立つように記載された警告文案を 9 種類と被害を強調するカラー画像の警告ラベル案の 36 種類が示された。これらの警告文と画像がタバコのパッケージの前面及び裏面上部に 50%以上の面積部分を占める大きさで印刷されることになる。

警告表示案（画像提供：FDA）

本法案につき 2011 年 1 月までパブリックコメントが求められており、警告文と警告ラベルを 6 月までに選定し、2012 年 10 月までに施行する予定である。

ここがポイント

タバコの煙による害悪性は何十年も前より知られており、米国政府は 1996 年に国民の喫煙率を 2010 年までに 12%に下げるという目標を掲げていました。現在の喫煙率は約 20%であり目標を達成できませんでしたが、タバコ販売規制や今回のタバコへの表示規制などで消費者によるタバコの購買を抑制する施策が進められています。

タバコのパッケージの警告は記載が開始された後にも警告文がより長く詳細な文章となってきました。今回の法案中のタバコのパッケージへの記載文字・写真・イラストは、現行の警告に比べ傷害の大きさを直接的に表す内容となり、製品の使用を禁止するような表現となっています。

タバコに限らず、科学的あるいは社会的に害悪性が高い製品とされた製品には強い警告を記載することが規定されたり、販売が禁止されることもあります。

米上院で食品安全規制を強化する法案が可決

11 月 30 日、米上院において、米国の食品安全規制に関する米国食品医薬品局（FDA）の権限を大幅に強化する「食品安全現代化法」（Food Safety Modernization Act）が可決された。

米国では近年、大規模な食中毒事件が頻発しており、食品の安全性への懸念が高まっていた。今回の法案は、予防措置に重点を置きＦＤＡの権限を大幅に強化することにより、食品汚染などによる消費者被害を防止することを目的としている。

本法案は下院の食品安全法案との調整が必要となるが、下院も協調する構えを見せており、本上院法案に賛意を表明している大統領の署名を経て会期内に成立する公算が高い。

ここがポイント

食品安全を増強する法案は一年以上前に米下院において可決されていましたが、上院では審議が進んでいませんでした。米国内における大規模なサルモネラ菌食中毒事件が発生したことや毎年４人に１人が食品による疾病に罹患していることより、本議会の会期中での成立が急がれていました。この法案により、FDA が広範かつ強力な権限を持つことになります。法案の主な内容は以下のとおりです。

①汚染された食品の強制リコール
②食品製造会社の登録、食品安全計画の策定
③リスクの高い果実や野菜に対する新たな安全基準
④輸入食品へのより厳しい安全基準
⑤国内及び外国の食品施設への検査頻度の増大

なお、今回の法案では、米農務省が所管する食肉、鶏卵、乳製品以外の食品が対象となります。年間売り上げが 50 万ドル以下の小規模事業者は免除されますが、多くの食品加工会社や輸入業者などが規制を受けることになります。

米国において食品事業に携る事業者は、食品安全現代化法の内容やその実施状況に十分留意し、自社の対応を検討しておく必要があります。